

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信



社会保険労務士法人 金沢ロームオフィス
連絡先：〒920-0802
石川県金沢市三池町119番地4
TEL：076-225-3803 FAX：076-225-3804
E-mail：info@sharoshiman.com

石川県賃上げ環境整備助成金

石川県は、企業が今後の賃上げに向けた生産性向上、収益力強化に資する新たな取組に要する経費の一部を助成します。

- 受付開始：令和7年10月17日
締切：令和8年1月16日
- 事業実施期間：令和7年4月1日～令和8年2月9日(さかのぼり可)
- 助成対象経費：機械設備・備品購入費など(さかのぼり可)
- 助成上限額：100万円(対象経費の3/4又は4/5)
- 984円以上1034円以内の従業員(一人でも可)を70円以上の賃上げをすること(さかのぼり可)

健康保険の被扶養者認定は令和8年4月から労働契約内容で年間収入を判定

健康保険の被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定されてきましたが、令和8年4月からは、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、次のとおり、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととされました。

- ◆労働契約で定められた賃金(労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当および賞与も含まれる。)から見込まれる年間収入が130万円(認定対象者が60歳以上の者である場合または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては、180万円。認定対象者(被保険者の配偶者を除く。)が19歳以上23歳未満である場合にあつては150万円)未満であり、かつ、他の収入が見込まれず、
 - (1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合
 - (2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱う。
- ◆労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」(以下「通知書」という。)等の労働契約の内容が分かる書類の添付および当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認する。具体的には、通知書等の賃金を確認し、年間収入が130万円未満(一定の場合には180万円または150万円未満)である場合には、原則として被扶養者として取り扱う。なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合(以下「条件変更」

という。)には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求める。

労働時間規制緩和の検討を指示

高市首相は21日、心身の健康維持と従業者の選択を前提に、現行の労働時間規制の緩和を検討するよう、上野厚生労働大臣へ指示しました。上野氏は22日の会見で、「誰もが働きやすい労働環境を実現していく必要性や、上限規制は過労死認定ラインであるということも踏まえて検討する必要がある」と述べ、働き方の実態やニーズを把握するための調査結果を精査しながら、今後、厚生労働省の労働政策審議会で議論を深めたいとしています。

法定休日・連続勤務規制、勤務間インターバル、つながらない権利について検討(労政審の労働条件分科会)

厚生労働省から、令和7年10月27日に開催された「第204回 労働政策審議会労働条件分科会」の資料が公表されました。同分科会では、令和7年に入ってから、同年1月初旬にとりまとめられた労働基準関係法制研究会の報告書に基づいて「労働基準関係法制」について議論が進められています。今回の分科会では、労働時間法制の具体的課題に関する検討の論点について、法定休日・連続勤務規制、勤務間インターバル、つながらない権利が取り上げられています。また、議題には上がっていませんが、高市総理が厚生労働大臣に対し、心身の健康維持と従業者の選択を前提にした労働時間規制の緩和などの検討を指示したことについて、労働者側の委員が「働き方改革の逆行はあってはならない」などとけん制をしたようで、そのことが、報道などで話題になっています。

実質賃金 8カ月連続マイナス

厚生労働省は8日、8月分の毎月勤労統計調査(速報値)を発表しました。実質賃金は前年同月比で1.4%減少し、8カ月連続のマイナスとなりました。基本給などの所定内給与は前年同月比2.1%増の26万8,202円で、賞与などの特別に支払われた給与は前年同月比10.5%減の1万2,639円でした。

東京商工リサーチ「最低賃金『25年度引き上げ』『1,500円以上』に関するアンケート調査」

(令和7年10月16日公表)

この調査は、令和7年10月1日～8日にインターネットによるアンケート調査として実施されたもので、有効回答6,280社の回答が集計・分析されています。

調査結果の概要は、次のとおりです。

- 令和7年度の最低賃金(時給)引き上げ額の目安は66円(全国加重平均)となりました。貴社では給与設定を変更しますか？(択一回答)
→ 今回の改定で「給与を引き上げる」企業は約6割
- 貴社で許容できる来年度の最低賃金(時給)の上昇額は最大でいくらですか？
→ 許容額の中央値は60円
- 最低賃金の上昇に対して、貴社はどのような対策を実施、検討していますか？(複数回答)
→ 「価格転嫁」が最多の39.1%
- 政府は、最低賃金を2020年代に全国平均1,500円に引き上げる目標を掲げています。貴社は、あと5年以内に時給1,500円に引き上げることは可能ですか？(択一回答)
→ 「不可能」がほぼ半数
- (「不可能だ」と回答した方へ) どのようにすれば可能になると思われますか？(複数回答)
→ 「促進税制の拡充」が最多